

6. 母子・父子および寡婦福祉

経済的・社会的に不安定な状態に置かれがちである母子・寡婦世帯は年々増加傾向であり、その原因も昭和58年以降は生別が死別を上回り、母子自立支援員(※1)、ひとり親家庭福祉推進員による相談活動を中心に母子・寡婦福祉資金の貸付など経済的自立対策のための援助活動に努めている。(※1 平成26年の法改正によりよ母子・父子自立支援員に名称変更。)

また、女性相談についても子ども家庭相談センターと連携をとりながら相談にあたっている。

(1)母子・父子・寡婦福祉資金貸付人員動態

(平成31年3月31日現在)

資金種類		町名	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町	管内計
事業開始	母子		-	-	-	-	-
	寡婦		-	-	-	-	-
修学	母子		9	6	2	5	22
	寡婦		1	1	-	-	2
就学支度	母子		5	3	2	3	13
	寡婦		-	-	-	-	-
修業	母子		-	-	-	-	-
	寡婦		-	-	-	-	-
就職支度	母子		-	-	-	-	-
	寡婦		-	-	-	-	-
転宅	母子		1	-	-	-	1
	寡婦		-	-	-	-	-
住宅	母子		-	-	-	-	-
	寡婦		-	-	-	-	-
技能取得	母子		-	-	-	-	-
	寡婦		-	-	-	-	-
生活資金	母子		1	-	-	-	1
	寡婦		-	-	-	-	-
計	母子		16	9	4	8	37
	寡婦		1	1	-	-	2

[内 新規貸付:愛荘町0名、豊郷町0名、甲良町0名、多賀町2名]

(2)ひとり親家庭福祉推進員(平成30年度)

愛荘町 2名
甲良町 1名

豊郷町 2名
多賀町 2名

[合計7名]

(3) 母子・父子自立支援員相談支援件数(平成30年度)

		前年度(月)からの繰り越し件数 A	今年度(月)の新規相談件数 B	合計 C(A+B)	解決件数 D	翌年度(月)への繰り越し件数 E(C-D)	相談回数	
生活一般	住宅	-	15	15	15	-	15	
	医療・健康	病気	-	6	6	6	-	7
		障害	-	2	2	2	-	2
		その他	-	2	2	2	-	2
	家庭紛争	夫等の暴力	-	6	6	6	-	6
		その他	-	5	5	5	-	5
	就労	求職・転職	-	20	20	20	-	24
		資格取得・職業訓練	-	14	14	14	-	24
		職場の悩み	-	5	5	5	-	5
		その他	-	9	9	9	-	10
	結婚	-	-	-	-	-	-	
	養育費	-	1	1	1	-	1	
	借金	-	3	3	3	-	3	
その他	-	5	5	5	-	5		
小計	-	93	93	93	-	109		
児童	養育	保育所入所	-	1	1	1	-	1
		虐待	-	-	-	-	-	-
		その他	-	4	4	4	-	4
	教育	-	5	5	5	-	5	
	非行	-	-	-	-	-	-	
	就職	-	1	1	1	-	1	
	その他	-	6	6	6	-	6	
	小計	-	17	17	17	-	17	
経済的支援・生活保護	母子福祉資金	貸付	-	50	50	50	-	66
		償還	-	103	103	103	-	144
	寡婦福祉資金	貸付	-	-	-	-	-	-
		償還	-	-	-	-	-	-
	公的年金	-	-	-	-	-	-	
	児童扶養手当	-	6	6	6	-	7	
	生活保護	-	8	8	8	-	11	
	税	-	-	-	-	-	-	
	その他	-	43	43	43	-	57	
	小計	-	210	210	210	-	285	
その他	売店設置(法第25条)	-	-	-	-	-	-	
	たばこ販売(法第26条)	-	-	-	-	-	-	
	母子世帯向公営住宅(法第27条)	-	-	-	-	-	-	
	母子福祉施設の利用	-	-	-	-	-	-	
	母子生活支援施設(児童福祉法第38条)	-	6	6	6	-	14	
	小計	-	6	6	6	-	14	
合計		-	326	326	326	-	425	